六九、東祖谷久保四七〇、東祖谷菅生二の二一・二の二二（以上二筆国有林）、二の二、二の一一、二の一九、井川町紙鳶ノ内六六二四の一、六六二四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町大和川字庚申南八七三、山城町国政字谷尻三三一の一、三三一の四、三三三の一、三三三の二、三三五の一、字室屋二九三の三、二九三の七、二九四の一、二九五の八、二九五の九、山城町白川字石休場一〇〇一、一〇〇二、字下谷五〇四の一、池田町州津中津一八五四の一、一八五四の二、一八五五、一八七七の一から一八七七の一一まで、一八七八の一、一八七八の二、一八七九、池田町西山経塚二〇八八の四から二〇八八の八まで（以上五筆国有林）、二〇八三の四、二〇八四の一、二〇八四の二、二〇八五、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八七、二〇八八の二、所佐古九一、山上志垣九〇〇の一、九〇〇の二、九〇〇の四、九〇〇の六、池田町大利大田二三の一、二三の三、二四の一、二五の二、二六の二、二七の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三一の二、三一の六から三一の九まで、三三の一、三三の三、三三の五、三四の一、三四の三、三四の五、八一、八二の一、八二の三、八二の四、八二の七、八三の一、八三の四、八四の一、八四の三、八五の一、八五の三、八六の一、八六の二、池田町白地井ノ久保一七六二の九（国有林）、一七五九の三から一七五九の五まで、一七五九の九から一七五九の一一まで、一七六一の一、一七六一の二、一七六一の一、一七六一の二、一七六一の一四、一七六一の二三、一七六一の二五、一七六一の二七、一七六一の二九、一七六一の三一、一七六一の三五から一七六一の三八まで、一七六一の五〇、一七六一の五一、一七六二の一、一七六二の二、一七六二の八、一七六二の一〇、一七六二の一一、一七六八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇一六号	久坂　真一	山口県	平成二十七年五月二十二日	東京湾水先区
第二〇〇〇一七号	高橋　誠一	愛知県	平成二十七年五月二十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇一八号	濵地　義法	三重県	平成二十七年五月二十二日	大阪湾水先区

○国土交通省告示第七百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年六月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5338号	船外機（小型船舶用）	６ＦＷＫ	ヤマハ熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町４丁目８番地
第5339号	〃	６ＦＸＫ	〃	〃

○北陸地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　小矢部都市計画道路事業三・四・八号社内上野本線

三　事業施行期間　自平成二十七年六月十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県小矢部市石動町地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市大町字善恵川一〇〇三番二から同市大町字善恵川一〇三八番四地先まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月十六日

○九州地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	大川市大字三丸字西水町一二八一番から同市大字三丸字深町一〇三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月十六日

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲